

領域Ⅰ

## 子供たちが健やかにたくましく育ち、生きていく力

### 領域の目指す社会像

すべての子供たちに、「乳幼児期\*から大学・社会人まで」を見据え、  
 学校・家庭・地域などで、生涯にわたって主体的に学び続け、  
 多様な人々と協働して新たな価値を創造することのできる資質・能力が育成されています。

#### 柱1 乳幼児期\*の質の高い教育・保育の推進

- |                    |    |
|--------------------|----|
| (1) 乳幼児期*の教育・保育の充実 | 29 |
| (2) 家庭教育を支援する環境の整備 | 31 |

#### 柱2 社会で活躍するために必要な資質・能力の育成

- |                       |    |
|-----------------------|----|
| (1) 主体的な学び*を促す教育活動の推進 | 35 |
| (2) 生徒指導及び教育相談体制の充実   | 38 |
| (3) キャリア教育*・職業教育の推進   | 40 |
| (4) 学びのセーフティネット*の構築   | 42 |
| (5) 運動習慣の確立           | 44 |
| (6) 子供の健康・生活習慣づくり     | 45 |

## 5年後の目指す姿 柱1 乳幼児期\*の質の高い教育・保育の推進

### 【乳幼児教育支援センター\*】

乳幼児教育支援センター\*において、専門職員の育成・確保の仕組みが確立され、必要な職員が配置されるとともに、幼稚園・保育所・認定こども園\*関係団体、ネウボラ\*、子育て世代包括支援センター\*等、子供たちを取り巻く様々な関係機関とのネットワークが構築されるなど、本県の乳幼児期\*の教育・保育を支援する拠点として、調査・研究、情報収集・発信、研修、相談・支援、遊び等の充実を図る取組などの機能が果たせる体制が整っています。

### 【幼稚園・保育所・認定こども園\*等】

幼稚園・保育所・認定こども園\*等を対象に、乳幼児教育支援センター\*が各種研修を実施するとともに、関係団体等が実施する研修についても連携を図ることで、資質能力の向上やキャリアアップ等、教員・保育士等のニーズに応じた研修の機会を充実させています。

また、乳幼児期\*の教育・保育について専門的な知識・技術を有する幼児教育アドバイザー\*が、希望する多くの園・所等\*を訪問し、乳幼児期\*の教育・保育の推進に係る助言を行うなど、園・所等\*を支援しています。

さらに、乳幼児教育支援センター\*は、各園・所等\*における園内研修の活性化に向けて、中心となる教員・保育士等の育成も進めています。

園・所等\*は、所属する教員・保育士等を乳幼児教育支援センター\*や関係団体等が実施する研修に積極的に参加させています。

また、全ての園・所等\*が、自園の日常的な教育・保育内容や環境などの評価を実施し、その結果を公表するとともに、保護者や地域住民等から広く意見を聞いて、提供する教育・保育の良さや特色、課題を再認識することで、自園の取組に対する不断の見直しを行っています。

こうした取組を通じて、県内の園・所等\*において、本県の「遊びは学び」という乳幼児期\*の教育・保育の基本的な考え方への理解が進み、各園・所等\*における「遊び 学び 育つひろしまっ子！」推進プラン\*に掲げる5つの力\*（「感じる・気付く力」「うごく力」「考える力」「やりぬく力」「人とかかわる力」）の育成に向けた取組が進んでいます。

この中には、「ひろしま自然保育認証制度\*」の認証団体による、豊かな自然環境の中で、主体的・創造的な遊びを通じた直接的な体験活動を行

う自然保育\*などもあり、子育て家庭の選択肢の一つになっています。

### 【小学校】

小学校を対象に、乳幼児教育支援センター\*が幼保小連携・接続に関する研修を実施するとともに、小学校と園・所等\*が協力して幼保小連携・接続に取り組むための体制づくりを支援しています。

こうした取組を通じて、各園・所等\*の遊びや生活を通した一人一人の子供の育ちの姿の記録等を活用して、園・所等\*での子供の育ちと学びが小学校に引き継がれるなど、園・所等\*との連携が図られるとともに、全校で、幼児期の教育から小学校教育への円滑な接続を大切にした教育課程（スタートカリキュラム\*）が編成・実施されており、幼保小連携・接続の取組が進んでいます。

### 【家庭・地域】

家庭向けに、5つの力\*がどのように育まれているのか、子供とどのように関わったらよいのか、遊びの中にどのような学びがあるのかなどについての教材や啓発資料の開発が進み、園・所等\*やネウボラ\*など、関係機関と連携を図りながら配布されることにより、多くの家庭に情報提供されています。

また、園・所やネウボラ\*等の身近な場所で、「子供との関わり方」について保護者同士で学ぶ機会や、親子で遊ぶ中で「遊びの中に学びがある」ことを体験する機会が提供されています。こうした中で、ネウボラ\*では、助言や支援が必要な子供と子育て家庭を把握した場合は、家庭教育支援の担当者と連携し、保護者に必要な働きかけを行うとともに、園・所等\*との連携を図っています。

さらに、地域で子育てや家庭教育に携わるボランティア等に対し、乳幼児教育支援センター\*が、資質向上に向けた研修や地域の体制整備に向けた支援に取り組んでいます。

こうした取組を通じて、本県の「遊びは学び」という乳幼児期\*の教育・保育の基本的な考え方に対する多くの保護者の理解が進み、子育てに対する不安が軽減されています。

### 成果指標

「遊び 学び 育つひろしまっ子！」推進プラン\*に掲げる5つの力\*が育まれている年長児の割合 74.1% ⇒ 80.0%

## 10年後の目指す姿 柱1 乳幼児期\*の質の高い教育・保育の推進

### 【幼稚園・保育所・認定こども園\*等】

幼稚園・保育所・認定こども園\*等を対象に、乳幼児教育支援センター\*や関係団体等が、資質能力の向上やキャリアアップ等、教員・保育士等のニーズに応じた研修の機会を提供するとともに、更なる研修内容の充実に取り組んでいます。

また、乳幼児期\*の教育・保育について専門的な知識・技術を有する幼児教育アドバイザー\*が日常的に園・所等\*を訪問し、乳幼児期\*の教育・保育の推進に係る助言を行うなど、園・所等\*を支援しています。

園・所等\*は、所属する教員・保育士等を乳幼児教育支援センター\*や関係団体等が実施する研修に積極的に参加させるとともに、各園・所等\*において日常的に保育を振り返るなど、園内研修についても自立的・継続的に実施しています。

また、全ての園・所等\*が、自園の日常的な教育・保育内容や環境などの評価を実施し、その結果を公表するとともに、保護者や地域住民等から広く意見を聞いて、提供する教育・保育の良さや特色、課題を再認識することで、自園の取組に対する不断の見直しを行っています。

こうした取組を通じて、県内の園・所等\*において、本県の「遊びは学び」という乳幼児期\*の教育・保育の基本的な考え方が共通認識され、一人一人の子供が興味・関心に基づいてやりたいことを自由に選択できるような環境の中で、安心して主体性を発揮しながら「遊び」を展開していくことができる質の高い教育・保育が実践されることにより、「遊び 学び 育つひろしまっ子!」推進プラン\*に掲げる5つの力\*（「感じる・気付く力」「うごく力」「考える力」「やりぬく力」「人とかかわる力」）が子供たちに生まれ、小学校以降の教育の基礎が培われています。

### 【小学校】

小学校においても、本県の乳幼児期\*の教育・保育の基本的な考え方が共通認識されており、全校で、園・所等\*との協力のもと、幼保小合同研修や公開保育・公開授業などの幼保小連携に関する様々な取組や、接続を見通して編成・実施された教育課程についての不断の見直しが行われるなど、子供の育ちと学びを円滑につなぐための教育活動が実践されています。

こうした取組を通じて、小学校へ入学した子供が、安心感を持って新しい学校生活に円滑に移行しています。

### 【家庭・地域】

全ての家庭に向けて、5つの力\*がどのように育まれているのか、子供とどのように関わったらよいのか、遊びの中にどのような学びがあるのかなどについての教材や啓発資料が質・量ともに充実し、デジタルコンテンツ\*等の保護者が活用しやすい形で、様々な媒体を通じて、継続的に情報提供されています。

また、園・所等\*やネウボラ\*等のほか、保護者の生活スタイルに応じた様々な場において、「子供との関わり方」について保護者同士で学ぶ機会や、親子で遊ぶ中で「遊びの中に学びがある」ことを体験する機会が提供されています。こうした中で、ネウボラ\*では、助言や支援が必要な子供と子育て家庭を把握した場合は、家庭教育支援の担当者等と連携し、保護者に必要な働きかけを行うとともに、園・所等\*との連携を図っています。

さらに、地域においては、子育てや家庭教育に携わるボランティアが、関係機関と連携を図りながら、保護者が安心して子育てできるよう支援しています。

こうした取組を通じて、多くの保護者が本県の「遊びは学び」という乳幼児期\*の教育・保育の基本的な考え方について共感的に理解し、保護者の子育てに対する自信や安心感が醸成されています。

## 柱1 乳幼児期\*の質の高い教育・保育の推進

### (1) 乳幼児期\*の教育・保育の充実

#### 現 状

- 平成30(2018)年4月、「遊び 学び 育つひろしまっ子！」推進プラン\*に掲げる施策を総合的に推進する拠点として、「乳幼児教育支援センター\*」を設置し、幼児教育アドバイザー\*訪問事業、幼保小連携教育\*の推進、各種の研修等を実施することにより、県内の乳幼児期\*の教育・保育の質の向上に取り組んでいます。
  - <「遊び 学び 育つひろしまっ子！」推進プラン\*に掲げる5つの力\*が育まれている年長児の割合 >  
H27: 72.0% ⇒ H30: 74.1%
- また、乳幼児教育支援センター\*では、有識者で構成する「アドバイザリーボード」を開催し、乳幼児期\*の教育・保育について最新の知見を得るとともに、県内の園・所等\*関係団体の代表者等で構成する「『遊び 学び 育つひろしまっ子!』推進検討会議」を開催し、プランの「目指す乳幼児の姿」を全県で実現するための仕組みづくりについて協議しています。
- 都市化やデジタルイゼーション\*が進展する中、子供たちが自然や生き物、実際の物事と直接的に関わる体験が求められており、中でも、子供の好奇心や想像力、自己肯定感、主体性など非認知的能力\*を育む幼児教育として、自然保育\*の評価が高まっています。本県では、自然保育\*が保育サービスの選択肢の一つとなり、子供たちがより安心して自然保育\*を体験できるようになることを目的として、「ひろしま自然保育認証制度\*」を平成29(2017)年度に創設しています。
- 保育士の専門性の向上と質の確保に向け、平成29(2017)年度から保育士等キャリアアップ研修を実施しています。
- 幼稚園は学校教育法施行規則により、その教育活動等について自ら評価し結果を公表することが義務付けられています。また、保育所及び認定こども園\*においても、保育所保育指針等に基づき、教育・保育内容についての自己評価に努めることとされており、令和元(2019)年10月からの幼児教育・保育の無償化による保育ニーズの増加を見据え、自己評価の取組がこれまで以上に求められています。

#### 課 題

- 乳幼児教育支援センター\*の取組に対する園・所等\*の理解を深め、実践につなげることが求められています。
- 自然保育\*の意義や自然保育\*認証団体の活動内容など、自然保育\*に対する理解や、認知の向上が求められています。
- 保育所及び認定こども園\*において、自己評価の取組が進んでいないために、個々の経験に基づく実践的な教育・保育の知識・技術を組織全体で共有できていない園・所や保護者等との連携が十分でない園・所が見受けられます。
- 幼保小連携・接続の必要性に対する理解が進み、連携や交流活動は実施されていますが、幼児期の育ちや学びをつなぐ接続を見通した教育課程を合同で編成し実施する取組については、まだ十分でない園・所等\*及び小学校があります。

#### 取組の方向

- ▶ 乳幼児教育支援センター\*が、本県の乳幼児期\*の教育・保育を支援する拠点として、調査・研究、情報収集・発信、研修、相談・支援、遊び等の充実を図る取組などの機能が果たせるよう、人材育成を行うなど体制づくりに取り組みます。

**取組の方向**

- ▶ 乳幼児期\*の教育・保育の基本的な考え方に対する園・所等\*の理解を促進し、研修の実施や幼児教育アドバイザー\*による訪問・助言、各園・所等\*における園内研修の活性化等、実践のための支援を行います。
- ▶ 自然保育\*に対する認知度を高めるとともに、研修等により安全に配慮された自然体験活動を推進します。
- ▶ 小学校におけるスタートカリキュラム\*編成を支援するとともに、小学校と園・所等\*が協力して幼保小連携・接続に取り組むための体制づくりを支援するなど、幼保小連携・接続を推進します。

成 果 指 標	現 状 (H30)	目 標 (R6)
「遊び 学び 育つひろしまっ子！」推進プラン*に掲げる5つの力*が育まれている年長児の割合	74.1%	80.0%

**指標の設定趣旨**

子供が育つ環境に関わらず、本県の全ての乳幼児に「遊び 学び 育つひろしまっ子！」推進プラン\*に掲げる5つの力\*が育まれ、その後の教育の基礎が培われていることが、本県が目指す「生涯にわたって主体的に学び続け、多様な人々と協働して新たな価値を創造することのできる人材」の育成に重要であることから、指標として設定しました。

参 考 指 標	現 状 (H27)	目 標 (R6)
自園の教育・保育の取組に対する見直しを行うため自己評価を実施している園・所の割合	78.4%	100%

## 柱1 乳幼児期\*の質の高い教育・保育の推進

### (2) 家庭教育を支援する環境の整備

#### 現 状

- 平成 30 (2018) 年 4 月、「遊び 学び 育つひろしまっ子！」推進プラン\*に掲げる施策を総合的に推進する拠点として、「乳幼児教育支援センター\*」を設置し、子育てに役立つ情報提供、親子の学びや集いの場の充実、地域による親子支援など、家庭教育への支援の充実に取り組んでいます。
- 乳幼児の保護者を主な対象として、スキンシップや絵本の読み聞かせなどの家庭教育に役立つ取組について、科学的根拠を踏まえながら、情報を提供することにより、保護者が自信を持って子育てに取り組むための支援を行っています。
- 多くの保護者が「子供とどのように関わったらよいのか分からない」との悩みを抱えている中、共感的な「子供との関わり方」などについて、保護者や将来親になる中高生が参加体験型で学ぶ「『親の力』をまなびあう学習プログラム\*」による学習機会の提供に取り組んでいます。
- また、本県の乳幼児期\*の教育・保育の基本的な考え方である「遊びの中に学びがある」ことを親子で体験する場を、市町と連携してモデル的に実施しています。(H30：2市町)
- 地域とのつながりの希薄化や核家族化が進む中、保護者が安心して子育てできるよう、各市町において、子育てや家庭教育に携わるボランティアが、読み聞かせや学習機会の提供など、家庭教育を支援する活動を行っています。

#### 課 題

- 教育に関心が高く自ら積極的に情報を収集する保護者だけでなく、妊娠期も含め、全ての保護者に子供の発達段階に応じた家庭教育に役立つ情報を効果的に届けることが求められています。
- 乳幼児の保護者の悩みである「子供との関わり方」について学ぶ機会や、中学校・高等学校段階から子供との関わり方を学ぶ機会を充実させることが求められています。
- 「遊びの中に学びがある」ことを親子で体験し、共感的な理解を促していく機会を充実させることが求められています。
- ボランティアによる家庭教育を支援する活動の一層の充実に向けて、家庭教育支援体制の整備が求められています。

#### 取組の方向

- ▶ 乳幼児教育支援センター\*が、本県の乳幼児期\*の教育・保育を支援する拠点として、調査・研究、情報収集・発信、研修、相談・支援、遊び等の充実を図る取組などの機能が果たせるよう、人材育成を行うなど体制づくりに取り組みます。
- ▶ 「遊び 学び 育つひろしまっ子！」推進プラン\*に掲げる5つの力\*がどのように育まれているのかや子供との関わり方、遊びの中にどのような学びがあるのかなど、家庭教育に役立つ情報についての教材や啓発資料を開発・作成し、園・所やネウボラ\*等、親子が多く集まるイベント等の場やSNS\*を活用することにより、各家庭に効果的に提供します。
- ▶ 園・所等\*やネウボラ\*等、保護者にとって身近な場において、子供との関わり方について保護者同士で学ぶ機会や、中学校・高等学校段階から子供との関わり方を学ぶ機会を充実させます。
- ▶ 市町と連携し、親子で遊ぶ中で「遊びの中に学びがある」ことを体験し、共感的な理解を促していく機会を充実させます。
- ▶ 子育てや家庭教育を支援するボランティアに対し資質向上に向けた研修を実施するなど、地域の家庭教育支援体制の構築に向けた支援を行います。

成 果 指 標	現 状 (H30)	目 標 (R6)
「遊び 学び 育つひろしまっ子！」推進プラン*に掲げる5つの力*が育まれている年長児の割合【再掲】	74.1%	80.0%
<p><b>指標の設定趣旨</b></p> <p>子供が育つ環境に関わらず、本県の全ての乳幼児に「遊び 学び 育つひろしまっ子！」推進プラン*に掲げる5つの力*が育まれ、その後の教育の基礎が培われていることが、本県が目指す「生涯にわたって主体的に学び続け、多様な人々と協働して新たな価値を創造することのできる人材」の育成に重要であることから、指標として設定しました。</p>		

## 5年後の目指す姿 柱2 社会で活躍するために必要な資質・能力の育成

### 【基礎的な学力の定着】

全ての小学校において、子供たちの基礎的な学力の定着に向けて、新たな学力調査などを活用した低学年段階での学習のつまずきの把握と、つまずきに応じた学力補充等の取組が行われています。

また、小学校から中学校への進学に当たっては、全ての中学校区において、小・中学校間の連携を通じて、子供たちの個別の状況が共有されることにより、小学校からの連続性のある指導や支援が行われています。

こうした取組により、全ての子供たちに、基礎的な学力の定着が図られています。

### 【主体的な学び\*を促す教育活動の推進】

全ての小・中・高等学校において、子供たちに育成すべき資質・能力を設定し、これを踏まえた教育課程が編成されているとともに、学力調査やアンケート、子供の実態の分析に基づいた授業改善・評価が行われるなど、児童生徒の資質・能力の育成に向けた、PDCAサイクル\*が確立しています。

このことに加えて、小・中・高等学校において、児童生徒が自ら課題を見付け、各教科で習得した知識・スキルを活用し、異なる価値観を持つ人々と協働して、答えのない問題から「最善解」を創造する「課題発見・解決学習\*」を取り入れた授業を教員が実践するなど、子供たちの主体的な学び\*を促す教育活動が行われています。

また、小・中学校においては、外国人との交流をはじめとする国内での異文化間協働活動が行われているほか、高等学校においては、海外留学などの異文化間協働活動も行われるなど、子供たちのグローバル・マインド\*の涵養を図る教育環境が整っています。

さらに、特別支援学校\*においても、子供たちの個々の障害の状態や特性及び心身の発達段階等を踏まえながら、「課題発見・解決学習\*」を取り入れた授業が実践されるなど、子供たちの主体的な学び\*を促す教育活動が行われています。

こうした取組により、これまでの「知識ベースの学び」に加え、「コンピテンシー\*の育成を目指した主体的な学び\*を促す教育活動」を積極的に推進する「学びの変革\*」の加速化を図る仕組

みが整うことにより、全ての子供たちがこれからの社会で活躍するために必要な資質・能力（思考力や表現力、コミュニケーション能力など）を伸ばしています。

### 【資質・能力を育むための基盤づくり】

家庭の経済的事情等にかかわらず、全ての子供たちの能力と可能性を最大限高めるための「学びのセーフティネット」の観点から、校内適応指導教室\*（スペシャルサポートルーム）の整備やフリースクール\*との連携など、学校内外での子供たちの居場所づくりが進むとともに、中学校区や高等学校に配置するスクールソーシャルワーカー\*を拡充するなど、相談支援体制の充実を図るほか、厳しい経済状況にある子供たちの修学を支援する制度について、支援を必要とする世帯での利用が進んでいます。

また、家庭、学校での取組のほか、地域ボランティアが企業から無償で提供された食材を朝食として提供する取組などにより、子供たちが、食や運動等の望ましい生活習慣を身に付ける機会が提供されており、社会で活躍するために必要な資質・能力を育む下支えとなっています。

子供たち一人一人が生涯にわたって自己の能力と可能性を最大限に高め、多様な個性・能力を更に伸ばし生かしていく教育の実現に向けて、こうした学びのセーフティネット\*の構築や生活習慣づくりの形成が図られています。

### 成果指標

「主体的な学び\*」が定着している児童生徒の割合

小学校： 71.1% ⇒ 76.0%

中学校： 64.6% ⇒ 74.0%

高等学校：62.1% ⇒ 70.0%

### 成果指標

全国学力・学習状況調査\*における正答率40%未満の児童生徒の割合

小学校:13.9% ⇒ 11.5%

中学校:18.8% ⇒ 16.5%



## 10年後の目指す姿 柱2 社会で活躍するために必要な資質・能力の育成

### 【基礎的な学力の定着】

全ての小学校において、子供たちの基礎的な学力の定着に向けて、低学年段階での学習のつまずきの把握と、つまずきに応じた学力補充等の取組が行われています。

また、小学校から中学校への進学に当たっては、全ての中学校区において、小・中学校間の連携を通じて、子供たちの個別の状況が共有されることにより、小学校からの連続性のある指導や支援が行われています。

こうした取組により、全ての子供たちに、基礎的な学力が確実に定着しています。

### 【主体的な学び\*を促す教育活動の推進】

全ての小・中・高等学校において、子供たちに育成すべき資質・能力を設定し、これを踏まえた教育課程が編成されているとともに、学力調査やアンケート、子供の実態の分析に基づいた授業改善・評価を行うなど、児童生徒の資質・能力の育成に向けた、PDCAサイクル\*が日常的に繰り返されることにより、主体的な学び\*を促す教育活動の質的向上が図られています。

このことに加えて、小・中・高等学校において、児童生徒が自ら課題を見付け、各教科で習得したスキルを活用し、異なる価値観を持つ人々と協働して、答えのない問題から「最善解」を創造する「課題発見・解決学習\*」を取り入れた授業を全ての教員が実践するなど、子供たち一人一人の主体的な学び\*を促す教育活動が行われています。

また、小・中学校においては、外国人との交流をはじめとする国内での異文化間協働活動が行われているほか、高等学校においては、海外留学などの異文化間協働活動も行われるなど、子供たちのグローバル・マインド\*の涵養を図る教育環境が整っています。

さらに、特別支援学校\*においても、子供たちの個々の障害の状態や特性及び心身の発達段階等を踏まえながら、「課題発見・解決学習\*」を取り入れた授業が実践されるなど、子供たちの主体的な学び\*を促す教育活動の質的向上が図られています。

こうした取組により、これまでの「知識ベースの学び」に加え、「コンピテンシー\*の育成を目指した主体的な学び\*を促す教育活動」を積極的に推進する「学びの変革\*」が定着し、全ての子供たちにこれからの社会で活躍するために必要な資質・能力（思考力や表現力、コミュニケーション能力など）が着実に身に付いています。

### 【資質・能力を育むための基盤づくり】

家庭の経済的事情等にかかわらず、全ての子供たちの能力と可能性を最大限高めるための「学びのセーフティネット\*」の観点から、校内適応指導教室\*（スペシャルサポートルーム）の整備やフリースクール\*との連携など、学校内外での子供たちの居場所づくりが進むとともに、スクールソーシャルワーカー\*による相談支援や厳しい経済状況にある子供たちの修学を支援する制度について、これらを必要とする全ての子供たちやその家庭において、適切かつ効果的に利用することができています。

また、子供たちの食や運動等の望ましい生活習慣が、家庭、学校での取組のほか、地域のボランティアや団体、企業等に支えられた取組を通じて着実に身に付き、社会で活躍するために必要な資質・能力を育む下支えとなっています。

こうした取組により、子供たち一人一人が生涯にわたって自己の能力と可能性を最大限に高め、多様な個性・能力を更に伸ばし生かしていく教育が実現しています。

## 柱2 社会で活躍するために必要な資質・能力の育成

### (1) 主体的な学び\*を促す教育活動の推進

#### 現 状

- 全国学力・学習状況調査\*のA問題（主として知識に関する問題）について、小学校は、平均正答率が前年度より下がっているものの、小・中学校等いずれも、全教科で全国平均を上回っており、これまでの調査結果を踏まえた授業改善の成果が表れています。
  - ＜全国学力・学習状況調査\*（小学校） A問題 平均正答率＞
  - H29：79.0%（全国76.7%） ⇒ H30：69.5%（全国67.1%）
- また、A問題について、小・中学校等いずれも、正答率40%未満の児童生徒の割合が全国平均を下回っており、これまでの調査結果を踏まえた授業改善の成果が一定程度表れています。
  - ＜正答率40%未満の児童生徒の割合（H30）＞
  - 小学校：9.8%（全国13.3%）、中学校：9.5%（全国9.8%）
- しかし、B問題（主として活用知識に関する問題）の正答率がA問題と比較すると、依然として低い傾向にあります。
  - ＜全国学力・学習状況調査\*（小学校） B問題 平均正答率＞
  - H29：54.0%（全国51.7%） ⇒ H30：56.5%（全国53.1%）
- 小・中学校では、各学校に「学びの変革\*」推進担当教員を位置付け、その全員が参加する各市町の「学びの変革\*」推進協議会において、研修等を実施し、児童生徒の主体的な学び\*を促す優れた実践事例を共有するとともに、県内の全ての小・中学校でカリキュラム・マネジメント\*に関する校内研修が行われ、カリキュラム・マネジメント\*の三つの側面について理解が図られています。
  - ＜カリキュラム・マネジメント\*の三つの側面＞
    - ① 各教科等の教育内容を相互の関係で捉え、学校の教育目標を踏まえた教科横断的な視点で、その目標の達成に必要な教育の内容を組織的に配列していくこと。
    - ② 教育内容の質の向上に向けて、子供たちの姿や地域の現状等に関する調査や各種データ等に基づき、教育課程を編成し、実施し、評価して改善を図る一連のPDCAサイクル\*を確立すること。
    - ③ 教育内容と、教育活動に必要な人的・物的資源等を、地域等の外部の資源も含めて活用しながら効果的に組み合わせること。
- また、高等学校では、国語科、数学科、理科、地理歴史公民科、外国語科、情報科（令和2（2020）年度に家庭科、体育科、芸術科の3教科実施）の9教科における教科リーダー研修を通して各教科の特質に応じた「主体的な学び\*」の実現に向けた授業研究が各学校で組織的に実践されるとともに、カリキュラム・マネジメント\*研修を通して、各学校の実態に応じて資質・能力の育成に向けた取組が推進されています。
- さらに、特別支援学校\*においては、全ての学校において、「課題発見・解決学習\*」を取り入れた単元計画を作成し、授業で実践するなど、児童生徒の個々の障害の状態や特性及び心身の発達段階等に応じた、主体的な学び\*を促す教育活動を行っています。
- そのような中で、「課題発見・解決学習\*」に取り組んでいる学校の割合は9割を超えるなど、「学びの変革\*」の全県展開が進んでいます。
  - ＜「課題発見・解決学習\*」に取り組んでいる学校の割合＞
  - H29：小学校91.8%、中学校85.8%、高等学校85.9%、特別支援学校\* 100%
  - H30：小学校92.8%、中学校90.0%、高等学校95.4%、特別支援学校\* 100%

## 現 状

- 県立学校の海外姉妹校\*交流の支援を行うとともに、海外教育行政機関と連携した高校生の海外派遣や、民間事業者等と連携してより低額な短期留学プログラム\*を提供するなど、高校段階での留学経験者数は着実に増加傾向にあります。
  - ＜高等学校段階での留学経験者数＞ H27：296人 ⇒ H30：468人
- 中学校では、新学習指導要領を踏まえた小・中・高等学校における校種間の円滑な接続に向けた指導方法等の研究に取り組む学校を指定し、その研究成果を他校に普及することにより、言語活動を充実させた授業改善が進んでいますが、外国人とコミュニケーションを図ることに興味・関心を持っている児童生徒の割合が目標値に達していません。
  - ＜外国人とコミュニケーションを図ることに興味・関心を持っている児童生徒の割合＞  
H27：小学校 74.6%，中学校 60.0% ⇒ H30：小学校 72.2%，中学校 61.2%
  - ＜求められる英語力を有する中・高等学校の教員の割合＞  
H27：中学校 36.6%，高等学校 77.0% ⇒ H30：中学校 36.9%，高等学校 80.3%
- 「道徳教育改善・充実」総合対策事業\*の推進校・推進地域として小学校4校、中学校3校、高等学校3校及び5中学校区を指定し、「特別の教科 道徳\*」の趣旨を踏まえた質の高い指導方法について実践研究を行っています。
  - ＜道徳的实践につなげる質の高い道徳授業の実施率＞  
H28：84.8% ⇒ H30：93.2%

## 課 題

- 「課題発見・解決学習\*」をはじめとした、児童生徒の「主体的な学び\*」を促す授業の質の向上が十分ではありません。
- 短期留学プログラム\*や留学支援制度等について生徒や保護者に十分に認知されておらず、また、姉妹校と活発に交流できていない学校があるなど、子供たちのグローバル・マインド\*の涵養を図る教育環境が十分ではありません。
- 道徳教育に関する指定校・指定地域による実践研究の成果が、県内各学校の「特別の教科 道徳\*」の授業の質的改善に生かされるよう、一層普及していく必要があります。

## 取組の方向

- ▶ 先進技術（IoT\*、AI\*、ビッグデータ\*等）の進展・高度化といった社会情勢の変化を踏まえた、「課題発見・解決学習\*」を取り入れた授業を効果的に実施するなど、児童生徒の主体的な学び\*を促進させる教育活動の充実に取り組みます。
- ▶ 短期留学プログラム\*や留学支援制度の認知度の向上を図ったり、新たな姉妹校提携への支援を行うなど、子供たちのグローバルマインド\*の涵養を図る教育環境を整備します。
- ▶ 道徳教育に関する指定校・指定地域等による実践研究の成果について、継続して発表の機会を設けるとともに、各学校の授業改善に生かされるよう、普及方法等を工夫します。

成 果 指 標	現 状 (R1)	目 標 (R6)
「主体的な学び*」が定着している児童生徒の割合	小学校：71.1% 中学校：64.6% 高等学校：62.1%(H30)	小学校：76.0% 中学校：74.0% 高等学校：70.0%

### 指標の設定趣旨

社会で活躍するために必要な資質・能力の育成を図るためには、「主体的な学び\*」が定着している児童生徒が増えることが必要であると考えられることから、指標として設定しました。

成 果 指 標	現 状 (R1)	目 標 (R6)
各高等学校で設定した育成すべきコンピテンシー*を身に付けた生徒の割合	研究開発校の実績を踏まえ、設定	
<b>指標の設定趣旨</b> 各高等学校において、「主体的な学び*」を促す教育活動を実践することにより、生徒に主体的な学び*の定着が図られ、各高等学校で設定した資質・能力の育成につながると考えられることから、指標として設定しました。		

成 果 指 標	現 状 (H30)	目 標 (R6)
外国人との積極的コミュニケーションが大切だと考える高等学校生徒の割合	65.6%	73.4%
<b>指標の設定趣旨</b> 外国人との積極的コミュニケーションが大切だと考える生徒が増えることが、社会で活躍するために必要な資質・能力の育成につながると考えられることから、指標として設定しました。		

参 考 指 標	現 状 (H30)	目 標 (R6)
道徳的实践につながる質の高い道徳授業の実施率	93.2%	99.0%

## 柱2 社会で活躍するために必要な資質・能力の育成 (2) 生徒指導及び教育相談体制の充実

### 現 状

- 暴力行為やいじめをはじめとする問題行動、不登校、中途退学などの生徒指導上の諸課題が大きい学校を集中対策指定校及び実践指定校に指定し、教員を加配（集中対策2名、実践1名）するとともに、学校訪問や連絡協議会等を通して、組織的な生徒指導体制及び教育相談体制の構築に向けた指導を行いました。いじめの認知件数が前年度を上回っており、不登校児童生徒の割合が上昇傾向にあります。  
 <いじめの認知件数（公立小・中・高・特別支援学校\*）> H29：4,132件 ⇒ H30：7,051件  
 <不登校児童生徒の割合（公立小・中学校）> H29：1.3% ⇒ H30：1.5%  
 <中途退学率（公立高等学校）> H29：1.2% ⇒ H30：1.1%
- スクールカウンセラー\*（SC）やスクールソーシャルワーカー\*（SSW）の配置を拡充するとともに、各スーパーバイザー\*等を活用した連絡協議会（研修）を開催し、専門性の向上に取り組むなど、教育相談体制の充実を図りましたが、学校からSC及びSSWの配置要望が増えています。  
 <SC・SSWの配置・派遣> H29：SC280校、SSW16校（区） ⇒ H30：SC309校、SSW24校（区）

### 課 題

- 暴力行為やいじめをはじめとする問題行動を繰り返す児童生徒が一定程度存在する中、児童生徒の特性や背景に応じた生徒指導が十分に行われていません。
- 近年、不登校児童生徒の割合が上昇傾向にある中、全体指導を基盤とするカリキュラムだけでは主体的に学ぶことが困難である子供たちが一定程度存在しており、画一的な指導方法では対応できない状況が生まれています。
- SC、SSWが不足し、また、専門性が高まっていないなど、教育相談体制が十分に整備されていません。

### 取組の方向

- ▶ 研修等を通じ、児童生徒の特性や背景に応じた生徒指導方法の共有や問題行動の未然防止に係る取組を充実させるなど、生徒指導に係る各学校及び各市町教育委員会の指導力を向上させます。
- ▶ 校内適応指導教室\*（スペシャルサポートルーム）の整備やフリースクール\*との連携などを含めた、多様な学びの場の提供を通じて、学校・社会とのつながりが途切れないための居場所づくりを進めるとともに、個々の児童生徒の状況に応じた学習支援を充実させるなど、不登校児童生徒に対する支援を充実させます。
- ▶ SC、SSWの人材を確保し、専門性の向上を図るなど、教育相談体制を充実させます。

成 果 指 標	現 状 (H30)	目 標 (R6)
いじめの解消率（公立小・中・高・特別支援学校*）	83.0%	83.6%
<b>指標の設定趣旨</b>		
認知したいじめについて、早期に対応し、確実に解消につなげていくことが、児童生徒が安全・安心に学ぶことのできる学校環境の確保につながると考えられることから、指標として設定しました。		

成 果 指 標	現 状 (H30)	目 標 (R6)
不登校児童生徒への支援の結果，好ましい変化が見られた児童生徒の割合（公立小・中学校）	51.2%	53.0%
<b>指標の設定趣旨</b> 近年，不登校児童生徒の割合が上昇傾向にある中，学級以外の居場所づくりなどを進め，学びの場に参加できない児童生徒を減らしていくことが，全ての児童生徒の能力と可能性を最大限高め，社会的自立や社会参加の実現につながると考えられることから，指標として設定しました。		

成 果 指 標	現 状 (H30)	目 標 (R6)
中途退学率（公立高等学校）	1.1%	0.8%
<b>指標の設定趣旨</b> 学校の指導力・支援力向上により，中途退学者を減らしていくことが，全ての生徒の能力と可能性を最大限高め，社会的自立や社会参加の実現につながると考えられることから，指標として設定しました。		

参 考 指 標	現 状 (H30)	目 標 (R6)
スクールカウンセラー*による相談対応の結果，状況が好転した割合	39.7%	52.0%
スクールソーシャルワーカー*による支援の結果，状況が好転した割合	55.7%	61.0%

## 柱2 社会で活躍するために必要な資質・能力の育成

### (3) キャリア教育\*・職業教育の推進

#### 現 状

- 進路指導主事研修及び高等学校教育研究会進路指導・キャリア教育\*部会において、「わたしのキャリアノート\*」の活用について、周知・徹底を図ったことにより、持ち上がり率（中学校から高等学校）は、前年度から3.7ポイント上昇し71.8%となり、校種を越えた系統的なキャリア教育\*を推進する学校が着実に増加しています。しかし、生徒の系統的なキャリア教育\*を推進する取組として、キャリアノートを十分に活用できていない学校がみられます。  
 <「わたしのキャリアノート\*」の持ち上がり率（県立高等学校）> H29:68.1% ⇒H30:71.8%
- キャリア教育\*の一層の充実が求められていることから、文部科学省においては、新しい小学校及び中学校学習指導要領で、特別活動を要しつつ各教科等の特質に応じたキャリア教育\*を推進することとしたほか、平成30（2018）年度に「キャリアパスポート\*」を作成するなどの取組を行っています。
- 平成31（2019）年3月の国・公・私立高等学校卒業者の就職率は、前年同期と同じ値であり、直近10年間で最も高い99.1%となっており、全国平均を10年以上続けて上回っています。  
 <新規高等学校卒業者就職率> H28.3卒:98.7% ⇒ H31.3卒:99.1%
- 厚生労働省調査によると、平成27（2015）年3月卒業者の3年以内の離職率（県内外から広島県内の事業所に就職し、離職した者の割合）は36.0%であり、全国平均39.1%を3.1ポイント下回っています。また、広島県教育委員会調査によると、平成27（2015）年3月卒業者の3年以内の離職率（県内の高等学校卒業者のうち就職し、離職した者の割合）は18.5%であり、厚生労働省の調査と比較して、低い傾向にあります。  
 <新規高等学校卒業者の3年以内の離職率【厚労省】> H24.3卒:36.4% ⇒ H27.3卒:36.0%  
 <新規高等学校卒業者の3年以内の離職率【県教委】> H24.3卒:20.4% ⇒ H27.3卒:18.5%
- ものづくり企業を退職した熟練技能者による巡回指導及び本県独自の「ひろしま“ものづくり”技能検定\*」の実施などにより、高等学校工業科卒業者の生徒の技能は着実に向上しています。  
 <高等学校工業科卒業者の技能士3級以上取得率> H27:20.9% ⇒ H30:27.7%

#### 課 題

- 中学校から高等学校へキャリアノートの持ち上がりができていない一部の学校において、生徒の系統的なキャリア教育\*の推進に向けた、キャリアノートの効果的な活用ができていません。
- 就職希望者の職業に対する理解不足等により、求職と求人とのミスマッチが生じており、早期離職が依然としてあります。

#### 取組の方向

- ▶ 就職希望者への就職相談や生徒のニーズに応じた求人開拓の強化、教職員の就職指導に係る資質向上により、個々の生徒の就職希望に沿った指導を強化します。
- ▶ キャリアノートの持ち上がり率を向上させ、キャリア形成に共通して必要な能力や態度を育成するとともに、インターンシップ\*等の体験的な学習活動への参加促進等により、生徒の職業意識や社会人としての自覚の形成を促し、早期離職の防止を図ります。

成 果 指 標	現 状 (H30)	目 標 (R6)
新規高等学校卒業者就職率	99.1% (H31.3卒)	全国平均以上
<b>指標の設定趣旨</b> 一人一人の社会的・職業的自立に必要な基盤となる能力や態度を育てることがキャリア発達を促すことにつながるため、指標として設定しました。		

成 果 指 標	現 状 (H30)	目 標 (R6)
新規高等学校卒業者の3年以内の離職率	36.0% (H27.3卒)	全国平均以下
<b>指標の設定趣旨</b> 一人一人の社会的・職業的自立に必要な基盤となる能力や態度を育てることがキャリア発達を促すことにつながるため、指標として設定した。		



## 柱2 社会で活躍するために必要な資質・能力の育成

### (4) 学びのセーフティネット\*の構築

#### 現 状

- 平成 29 (2017) 年に実施した「子供の生活に関する実態調査」によれば、授業の内容が「わからない」「わからないときのほうが多い」「ほとんどわからない」の合計（以下同じ）と回答した生活困難層の児童生徒の割合が、非生活困難層の児童生徒と比べて高くなっています。  
 <授業の内容が「わからない」と回答した児童生徒の割合（H29 県調査）>  
 小学 5 年生（生活困難層）：12.4%      中学 2 年生（生活困難層）：21.1%  
 小学 5 年生（非生活困難層）：5.4%      中学 2 年生（非生活困難層）：9.8%  
 ※生活困難層：「低所得」「家計の逼迫」「子供の体験や所有物の欠如」のうち、いずれか 1 つ以上該当する家庭（子供の生活に関する実態調査）
- 平成 30 (2018) 年度に大学等進学時の経済的負担軽減のための新たな給付型奨学金を創設し、要件を満たす者に給付を行うとともに、貸与型奨学金について、制度を分かりやすく説明したパンフレットを作成し県内全ての高校生等へ配付するなど、様々な支援制度の周知に取り組んでいます。
- 高校生の学費負担を軽減する制度について、パンフレット・HP の改善や未申請者に働きかけることを徹底したことにより、申請率を高水準で維持できています。
- 平成 30 (2018) 年度に経済的に厳しい状況に置かれた生徒の大学等への進学を支援する給付型奨学金「大学等進学奨学金」を創設し、要件を満たす申請者全員に給付しましたが、今後は国において高等教育の修学支援が実施されるため「大学等進学奨学金」は役目を終えました。
- 平成 30 (2018) 年度から学力に課題のある児童生徒へのきめ細かい指導の充実を目指し、小学校低学年段階からの学習のつまずきとその改善状況を継続的に把握するための「新たな学力調査」の研究開発を開始しています。
- また、平成 30 (2018) 年度から「学力フォローアップ校\*」（小学校 20 校）及び「学力向上推進地域\*」（10 中学校区）を指定し、各学年段階での個別指導の改善について実践的な研究を開始しています。
- 日本語指導のための加配教員や非常勤講師を措置するとともに、独立行政法人教職員支援機構が実施している日本語指導指導者養成研修へ教員を派遣し、指導者を養成しています。
- 不登校、中途退学などの生徒指導上の諸課題が大きい学校を集中対策指定校及び実践指定校に指定し、教員を加配（集中対策 2 名、実践 1 名）するとともに、学校訪問や連絡協議会等を通して、組織的な生徒指導体制及び教育相談体制の構築に向けた指導を行いました。不登校児童生徒の割合が上昇傾向にあります。  
 <不登校児童生徒の割合（公立小・中学校）> H29：1.3% ⇒ H30：1.5%  
 <中途退学率（公立高等学校）> H29：1.2% ⇒ H30：1.1%
- スクールカウンセラー\*（SC）やスクールソーシャルワーカー\*（SSW）の配置を拡充するとともに、各スーパーバイザー\*等を活用した連絡協議会（研修）を開催し、専門性の向上に取り組むなど、教育相談体制の充実を図りましたが、学校から SC 及び SSW の配置要望が増えています。  
 <SC・SSW の配置・派遣> H29：SC280 校、SSW16 校（区） ⇒ H30：SC309 校、SSW24 校（区）
- 平成 28 (2016) 年 12 月に教育機会確保法が制定され、不登校児童生徒に対する教育の機会を確保することの重要性が高まっています。

#### 課 題

- 厳しい経済状況にある生徒の修学を支援する制度の充実が求められています。
- 教育費負担を軽減する制度について、支援が必要な世帯に対して必要な情報が十分に届いていません。

**課題**

- 近年、不登校児童生徒の割合が上昇傾向にある中、全体指導を基盤とするカリキュラムだけでは主体的に学ぶことが困難である子供たちが一定程度存在しており、画一的な指導方法では対応できない状況が生まれています。
- SC、SSWが不足し、また、専門性が高まっていないなど、教育相談体制が十分に整備されていません。

**取組の方向**

- ▶ 高等学校等奨学金制度を充実させるほか、教育費負担を軽減する制度の広報、利用促進を図ります。
- ▶ SC・SSWの人材確保及び専門性の向上を図るとともに、校内適応指導教室\*（スペシャルサポートルーム）の整備やフリースクール\*との連携などを含めた多様な学びの場の提供を通じて、学校・社会とのつながりが途切れないための居場所づくりを進めるなど、教育相談体制や不登校児童生徒等に対する支援の充実に取り組みます。
- ▶ 個々の児童生徒の学習のつまずきに対応した指導をはじめとする、児童生徒の興味関心・特性等に応じた学習支援や日本語指導が必要な児童生徒への支援の充実に取り組みます。

成果指標	現状 (R1)	目標 (R6)
全国学力・学習状況調査*における正答率 40%未満の児童生徒の割合	小学校：13.9% 中学校：18.8%	小学校 11.5% 中学校 16.5%

**指標の設定趣旨**

全国学力・学習状況調査\*における正答率 40%未満の児童生徒数が減少することが、児童生徒への基礎的な学力の定着につながっていると考えられることから、指標として設定しました。

成果指標	現状 (H30)	目標 (R6)
不登校児童生徒への支援の結果、好ましい変化が見られた児童生徒の割合（公立小・中学校）【再掲】	51.2%	53.0%

**指標の設定趣旨**

近年、不登校児童生徒の割合が上昇傾向にある中、学級以外の居場所づくりなどを進め、学びの場に参加できない児童生徒を減らしていくことが、全ての児童生徒の能力と可能性を最大限高め、社会的自立や社会参加の実現につながると考えられることから、指標として設定しました。

成果指標	現状 (H30)	目標 (R6)
中途退学率（公立高等学校）【再掲】	1.1%	0.8%

**指標の設定趣旨**

学校の指導力・支援力向上により、中途退学者を減らしていくことが、全ての生徒の能力と可能性を最大限高め、社会的自立や社会参加の実現につながると考えられることから、指標として設定しました。

成果指標	現状 (H30)	目標 (R6)
「遊び 学び 育つひろしまっ子！」推進プラン*に掲げる5つの力*が育まれている年長児の割合【再掲】	74.1%	80.0%

**指標の設定趣旨**

子供が育つ環境に関わらず、本県の全ての乳幼児に「遊び 学び 育つひろしまっ子！」推進プラン\*に掲げる5つの力\*が育まれ、その後の教育の基礎が培われていることが、本県が目指す「生涯にわたって主体的に学び続け、多様な人々と協働して新たな価値を創造することのできる人材」の育成に重要であることから、指標として設定しました。

## 柱2 社会で活躍するために必要な資質・能力の育成

### (5) 運動習慣の確立

#### 現 状

- 日常生活を行っていく上で必要な体力や運動能力を維持するためには、継続して体を動かす習慣づくりが重要です。
- 子供の頃からスポーツに親しみ、体を動かす楽しさや心地よさを味わうことは、子供の心身の健全な発達のみならず、成人したのちの健康・体力の保持増進にも大きな影響があるといわれています。
- これまで子供のスポーツは、学校における体育に関する指導に加え、スポーツ少年団など地域による活動や、民間が運営する道場や体操クラブ・スイミングクラブ等によって担われてきました。
- このうち学校教育においては、生涯にわたって運動やスポーツを豊かに実践していくとともに、体力の向上を図ることのできる実践力の育成を目指し、各学校において、マネジメントサイクル\*を活用した体力づくりを進めています。
- 運動（体を動かす遊びを含む）やスポーツをすることが「やや嫌い」「嫌い」と答える児童生徒の割合が一部減少するなど一定の成果が見え始めています。  
 <全国体力・運動能力、運動習慣等調査における運動（体を動かす遊びを含む）やスポーツをすることが「やや嫌い」「嫌い」と答えた生徒の割合（中2男子）> H29:9.9% ⇒ H30:10.3%  
 <全国体力・運動能力、運動習慣等調査における運動（体を動かす遊びを含む）やスポーツをすることが「やや嫌い」「嫌い」と答えた生徒の割合（中2女子）> H29:20.0% ⇒ H30:19.2%
- また、学校教育の一環として行われ、子供のスポーツ環境として生徒の多様な学びの場となっていた運動部活動については、顧問の競技経験の不足により、生徒が望む専門的な指導ができていないケースがあるほか、少子化が進展する中、これまでと同様の運営体制では維持が難しくなっており、学校や地域によっては存続の危機にあります。

#### 課 題

- 子供たちが楽しく体を動かせるよう、体育科・保健体育科の授業の改善が求められています。
- ジュニア期におけるスポーツ環境の整備には、従来の学校単位での活動から、一定規模の地域単位での活動を視野に入れた体制の構築が求められています。

#### 取組の方向

- ▶ 体育科・保健体育科授業や体力の向上に関する教師の指導力向上を図ります。
- ▶ 地域のスポーツ団体や民間事業者と学校との連携により、地域と学校が協働・融合した形での、地域におけるスポーツ環境の整備を進めます。

成 果 指 標	現 状 (H30)	目 標 (R6)
運動（体を動かす遊びを含む）やスポーツが「やや嫌い」「嫌い」と答える生徒の割合（公立中学校第2学年）	男子：10.3% 女子：19.2%	男子：5.0% 女子：10.0%
<b>指標の設定趣旨</b>		
生徒の運動やスポーツ嫌いを減少させ、運動習慣の確立を図ることが、生涯を通じた豊かなスポーツライフの実現につながると考えられることから、指標として設定しました。		

## 柱2 社会で活躍するために必要な資質・能力の育成

### (6) 子供の健康・生活習慣づくり

#### 現 状

- 子供たちが健やかに成長していくためには、適切な運動、栄養バランスの取れた食事、十分な休養、睡眠が大切です。
- 小学校では、保健の授業で、運動、食事、睡眠などを適切にとることが必要であると理解させるとともに、児童会活動で給食後の歯磨き活動に取り組むなど、基本的な生活習慣を身に付けるための指導を行っています。
- また、保護者に対しては、保健だよりや給食試食会での啓発、健康診断の結果を伝える機会を捉え、家庭における生活習慣の改善を促す取組を行っています。
- 平成 29 (2017 年) に実施した「子供の生活に関する実態調査」によれば、子供たちの基本的な生活習慣に様々な課題があることが明らかになりました。
  - ＜就寝時刻が決まっていない児童生徒の割合 (H29)＞ 小学 5 年生: 22.9% 中学 2 年生: 25.6%  
 (「あまり決まっていない」「まったく決まっていない」の合計)
  - ＜起床時刻が決まっていない児童生徒の割合 (H29)＞ 小学 5 年生: 11.6% 中学 2 年生: 10.2%  
 (「あまり決まっていない」「まったく決まっていない」の合計)
  - ＜歯を毎日磨いていない児童生徒の割合 (H29)＞ 小学 5 年生: 8.1% 中学 2 年生: 6.0%
- そうした中でも、「朝ごはん」は子供の健康に大きな影響があるだけでなく、基本的な生活習慣や学力、体力を身に付けるうえでも非常に重要な要素であることから、どのような家庭環境にある子供でも朝食が食べられる環境づくりを目的として、小学校の敷地内で朝食を提供する朝ごはん推進モデル事業を平成 30 (2018) 年から実施していますが、朝食を食べていない子供がいます。
  - ＜児童 (小学 6 年生) の朝食欠食率＞ H25: 3.0% ⇒ R1: 4.4%
- また、子供たちが食の楽しさを実感し、食事のマナーなど食に関する基礎的な習慣を習得できるよう、乳幼児期\*等の保護者を対象としたセミナー等により、朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の実践支援に取り組んでおり、平成 29 (2017) 年度の「共食」回数は週平均 8.9 回と平成 25 (2013) 年度と比べて増加傾向にはあるものの、継続的な対策が求められています。
  - ＜朝食または夕食を家族と一緒に食べる「共食」の割合＞  
 H25: 週平均 8 回 ⇒ H29: 週平均 8.9 回
- 本県の 3 歳児でう蝕がない人の割合は、平成 29 年度は 86.7%と全国平均 85.6%を上回っています。
  - ＜3 歳児でう蝕がない人の割合＞  
 H24: 83.6% (全国平均 80.9%) ⇒ H29: 86.7% (全国平均 85.6%)
- 乳幼児期\*はう蝕に対する抵抗性が低いため、フッ化物塗布やフッ化物洗口を行うことが有効であることから、今後も乳幼児への対策を継続していくことが求められています。
- 本県の 12 歳児でう蝕がない人の割合は、平成 30 年度は 70.4%と全国平均 67.3%を上回っていますが、歯肉に炎症を有する人の割合は、全体の 5.1%を占めています。
  - ＜12 歳児でう蝕がない人の割合＞  
 H24: 65.4% (全国平均 57.2%) ⇒ H30: 70.4% (全国平均 67.3%)
  - ＜12 歳児で歯肉に炎症を有する人の割合＞ H24: 4.5% ⇒ H30: 5.1%
- HIV 感染者やエイズ患者の感染原因の約 9 割が性的接触で、20 代以下が 2 割を占めています。

#### 課 題

- 世帯構成の変化や外食・中食の浸透、こ食 (孤食、個食等)\*の広がり等により、望ましい食習慣が身につけていない子供がいます。

- 子供が基本的な生活習慣を身に付ける乳幼児期\*において、保護者や家庭をターゲットとした家庭教育支援の一環として、生活習慣づくりへの支援が求められています。
- 学齢期\*でう蝕がない人の割合は、良好な状況ですが、歯肉に炎症を有する人の割合は増加しています。
- 性に関する適切な意思決定や行動選択に係る能力の形成過程にある青少年期への、エイズや性感染症等に関する普及啓発が行き届いていません。

### 取組の方向

- ▶ 望ましい食習慣をはじめとする基本的な生活習慣づくりを推進します。
- ▶ ひろしま版ネウボラ\*と乳幼児教育支援センター\*との連携により、子供たちに基本的な生活習慣が身に付くよう、保護者への働きかけを推進します。
- ▶ 生涯を通じた正しい歯科保健行動の定着に向け、歯科関係団体や学校等と連携し、う蝕予防対策及び歯周病対策を推進します。
- ▶ エイズや性感染症等に関する効果的な教育資材の提供等により、普及啓発を推進します。

成果指標	現状 (R1)	目標 (R6)
県内児童（小学6年生）の朝食欠食率	4.4%	3.7%

### 指標の設定趣旨

朝食欠食率が減少することが、子供たちが社会で活躍するための資質・能力を育むための基盤となる生活習慣の確立につながると考えられることから、指標として設定しました。

参考指標	現状 (H30)	目標 (R6)
朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の割合	週平均 8.9 回 (H29)	週平均 11 回以上 (R5)
3 歳児でう蝕がない人の割合	86.7% (H29)	90.0%以上 (R5)
12 歳児でう蝕がない人の割合	70.4%	75.0%以上 (R5)
12 歳児で歯肉に炎症を有する人の割合	5.1%	2.0%以下 (R5)

※「第3次広島県食育推進計画（H30～R5）」において、最終目標達成見込年度を令和5（2023）年度に設定している。

※「第2次広島県歯と口腔の健康づくり推進計画（H30～R5）」において、最終目標達成見込年度を令和5（2023）年度に設定している。

